平成２９年（フ）第２７号
岩手県宮古市和見町９番38号
債務者　東舘　明美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前11時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第７２９４号
東京都墨田区墨田３丁目23―15
債務者　野村　政弘
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３１７号
東京都足立区東和２丁目６－１－201
債務者　佐々木正吉
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３２５号
東京都中野区本町５丁目29―２―203
債務者　久保　玲子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７２号
東京都板橋区坂下３丁目９番H―512
債務者　種田　藤枝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７３号
東京都板橋区大山東町54―12―101
債務者　上原　勝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７４号
東京都大田区池上６丁目37―５―203
債務者　笹原　良徳
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３７５号
東京都練馬区南大泉５丁目31―40　富士見ハイツ２号棟202
債務者　梅田裕輝子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３８０号
東京都中野区大和町２丁目１－５－103
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３８２号
東京都港区芝２丁目10－８
債務者　林　尚輝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３８８号
東京都足立区本木南町15―21―202
債務者　山口　利範
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３９４号
東京都足立区西保木間３丁目６－６－801
債務者　佐藤　一武
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０４６号
東京都多摩市東寺方１丁目13番地の８
債務者　桂　信子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
熊本県人吉市瓦屋町1850番地２
債務者　中村　貴志
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第９１７号
東京都青梅市師岡町１丁目172番地ルミエールメゾン201
債務者　久保キヨ子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３１６号
東京都足立区東和２丁目22―22―303
債務者　五十嵐由貴（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部